

「議会基本条例」の制定は全会派の合意形成が基本

くまもと未来提出の熊本市議会「がま出す」条例案に反対討論

日本共産党は、市議会が地方自治体の本旨である「市民福祉の増進」のために、従来のチェック機能とともに、条例提案などの「政策立案能力」を高め、市民の信頼にこたえるために、基本的事項を条例化することには、賛成の立場です。

しかし、くまもと未来提出の熊本市議会「がまだす」条例案については、以下の理由を述べ、反対討論を行いました。条例案は、賛成少数で否決されました。

「自治基本条例」案に日本共産党が反対する理由

- (1) 議員定数の12分の1という一定の要件があれば議案提案はできるが、市議会の特徴は、合議機関として、全ての会派によって、何よりも合意形成に向けて論議を尽くすことにある。
- (2) 議会運営委員会で、「議会基本条例」の制定についての論議がなされず、合意形成がなされないまま、「条例案」として出された。
- (3) 「議員は、会議における発言に際し、広く論点、争点を明確にするため、議論を深めるよう努めるものとします」と条例案は謳っている。「議会基本条例」制定過程でこそ、その趣旨を生かすべき。

請願・陳情の趣旨説明のモニター放映を！

討論では、「市民参加と情報公開」は当然であり、「醜より始めよ」で、「請願・陳情者の意見を充分聞く機会を保障し、意見陳述をモニターでも放映する」など足元からの改革を行うよう求めました。

生活保護の母子加算復活、後期高齢者医療制度廃止
法案の可決などを国に求める請願を不採択

9月議会には、鳩山民主・社民・国民新連立政権の選挙政策で掲げられた市民の願いが請願として届けられました。しかし、日本共産党以外が反対したため、上記や最低保障年金の実現を求める請願は不採択となりました。

大分市議会では論議を尽くし 全会派一致で「議会基本条例」を制定

08年第4回定例会(12月15日)で「議会基本条例」制定までの経過

- *06年11月24日:議会運営委員会において、議長提案で「議会全体として、会派を超えて政策研究に取り組み、政策的条例の策定や政策提言の検討組織」を設置。12月13日、全議員で政策検討会を設置
- *07年10月10日:第1回全大会議を開催し、議員から政策課題を応募。12月17日:第2回の全体会議で、14件の応募課題の中から、議会基本条例を最初の政策課題とすることを決定。議員10名で推進チームを設置。(全体会議5回、役員会議12回、推進チーム21回)
- *08年7月7日~17日市内13箇所の公民館で市民意見交換会:全議員が参加し、429名の市民が参加。各会派も、最低3回以上の検討。

全体の奉仕者とは？

(控室から) 益田牧子

ドラマ「再生の町」の主人公は、市職員。「行財政改革」の途上、自治体の仕事は？全体の奉仕者とは？を問う職員の苦悩が描かれています。自治体の仕事は「福祉の増進」にあります。熊本市では、市民の信託に基づく市政を謳った「自治基本条例」が制定されました。市長等の仕事は、全体の奉仕者として、主権者である市民の命と暮らしを守ることにあります。

実態はどうでしょうか。十万人を越す存続署名を無視した産院廃止。市税滞納者に対する体重計や中古の自転車など日常生活用品までの差し押さえ。資源物の抜き取り者に対する罰則強化や逮捕。国保滞納者に対する全国一の短期保険証の発行。分別資源化を先送りにした「家庭ごみ有料化」の押付け。……これらは、主権者である市民をまるで「犯罪者」のように扱い、権力を行使するやり方ではないでしょうか。

「罰則」の強化では、人の心は変えられません。格差社会の中で求められるのは、住民と目線を同じくし、相手の立場で誠実に考え、「連帯」する市長・市職員の存在ではないでしょうか。「自治基本条例」の目指す市政実現のためには、市民が切実な願いや声をあきらめないで届け続けて行くことではないかと思

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 678

2009年9月27日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www.jcp-kumamoto.com/